

戦没者遺骨収集推進戦略

令和元年 12 月 17 日

戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議決定

【本戦略の趣旨】

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号。以下「戦没者遺骨収集推進法」という。)において、平成 28 年度から令和6年度までの9年間で、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の「集中実施期間」と定められている。
令和2年度は、集中実施期間の中間年にあたり、残る集中実施期間は令和2年度から令和6年度までの5年間である。
- 戦没者遺骨収集推進法における戦没者約 240 万人のうち、収容済みの遺骨は約 128 万柱である。
- 未収容遺骨約 112 万柱のうち、約 30 万柱が沈没した艦船の遺骨、約 23 万柱が相手国・地域の事情により収容困難な状況にあり、これらを除くと約 59 万柱となる。
- 一方、平成 21 年度以降、集中実施期間内の平成 28、29 年度にかけて、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等における資料調査(以下「海外資料調査」という。)を実施し、徹底的に情報収集を行うとともに、情報を分析し、戦没者の埋葬地点を推定してきた。
- 令和6年度までの集中実施期間において、鑑定体制の充実と併せ、これまでに得られた情報を最大限活用しつつ、現時点で情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施する。

【具体的内容】

- 具体的には、未収容の遺骨について、(1) 南方等戦闘地域の遺骨、(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨、(3) 情報のない未収容の遺骨、(4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨、(5) 沈没した艦船の遺骨の区分ごとに以下の方針で取り組む。また、厚生労働省は、本戦略に基づき、各年度の実施計画を定めるものとする。

(1) 南方等戦闘地域の遺骨

- ・ 南方等戦闘地域については、調査を要する埋葬地点の現地調査を速やかに実施し、その調査の結果を踏まえ、令和6年度までに遺骨収集を集中的に行う必要がある。

所属集団の特定のためのDNA鑑定に要する時間等を踏まえ、現地調査を令和2年度から令和4年度までに実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。

- ・ 現地調査の対象は、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点（海外資料調査により推定した埋葬地1,695地点と戦友等から提供された情報に基づく1,455地点（平成31年3月末現在））であり、これらの地点の現地調査及びこれを踏まえた遺骨収集が確実に進められるよう、遺骨鑑定の専門家を含めた必要な人員体制を確保する。
- ・ 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、各地域の課題を整理し、厚生労働省及び外務省が協力して計画的に進める。

(2) 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨

- ・ 場所及び名簿の情報がある62埋葬地（旧ソ連61埋葬地、モンゴル1埋葬地（平成31年3月末現在））については、令和3年度までに全て現地調査を実施し、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する。
- ・ 名簿はあるが場所が不明な埋葬地（全て旧ソ連の94埋葬地（平成31年3月末現在））については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。

(3) 情報のない未収容の遺骨

- ・ 今次の大戦の交戦国が保有する情報のうち、機密指定されているため取得できていない情報を取得できるよう、機密指定解除に向けた働きかけを厚生労働省及び外務省が協力して進める。
- ・ 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、厚生労働省及び外務省が協力し、様々な機会を通じて進める。
- ・ 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、厚生労働省は、外務省の協力を得て、現地調査員の適任者の確保に努める。

- ・ なお、硫黄島については、内閣総理大臣補佐官を議長とした「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において毎年度決定する実施計画等に基づき、厚生労働省及び防衛省等関係省庁が協力して進める。

(4) 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- ・ 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、厚生労働省及び外務省が協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。

(5) 沈没した艦船の遺骨

- ・ 沈没した艦船の遺骨については、基本的な考え方の再確認や、技術面・安全面等の意見交換を行うため、有識者及び関係省庁等による会合を開催し、令和2年夏までに今後の取組の考え方を整理する。

○ 戦没者遺骨の鑑定については、令和元年度内を目途に、鑑定体制の強化、鑑定の迅速化について「戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人への指導監督等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置された「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム」により有識者会議へ報告が行われる。同報告を踏まえ、具体的な鑑定体制の強化、鑑定の迅速化を図る。

○ 本戦略の下、取組を進めるにあたっては、適宜事業の進捗状況を把握するとともに、相手国との協議状況や技術の進歩等に応じて、事業の進め方を適切に見直していく。